

# JAの遺産整理

## 費用のご案内

### ◎遺産整理手続完了時

#### 遺産整理手数料

遺産整理対象財産額(債務を除く)に下記の率を乗じた額の合計額に1.10を乗じた額(消費税込み)となります。

項目	組合員区分	
	組合員(正・准)	組合員以外
JA、信連および農中の預貯金、投資信託、国債、地方債、金融債および共済金等に対して	0.24%	0.30%
その他の財産に対して	5,000万円以下の部分	1.60%
	5,000万円超1億円以下の部分	1.20%
	1億円超2億円以下の部分	0.80%
	2億円超3億円以下の部分	0.64%
	3億円超5億円以下の部分	0.48%
5億円超の部分	0.40%	0.50%

・遺産整理手数料の最低手数料額は、組合員(正・准)は440,000円(消費税込み)、組合員以外は550,000円(消費税込み)となります。

・遺産整理手数料の最高手数料額は、組合員区分にかかわらず5,500,000円(消費税込み)となります。

・遺産整理手数料の基準となる財産額は相続税評価額です。

・お客さまがご自身でお手続された財産については遺産整理手数料計算の対象外となります。

注) 次の諸費用はお客さまのご負担となります。

- ・戸籍謄本等の取り寄せ費用
- ・不動産相続登記に関する諸費用
- ・預貯金等の残高証明書発行手数料
- ・相続税等の税務申告にかかる税理士報酬 など

(2020年4月1日現在)